



## 地雷廃絶日本キャンペーン (JCBL)

〒110-0015 東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル5階

Tel: 03-3834-4340 Fax: 03-3835-0519 Email: office@jcbl-ngo.org

2008年5月30日

### クラスター爆弾禁止条約が成立し、日本も賛同へ！

2008年5月19日から30日まで、アイルランドのダブリンで110カ国が参加して開催されていたオスロ・プロセスの条約交渉において、クラスター爆弾を禁止する条約が成立し、日本政府が正式に参加することが決定した。

実質的に対人地雷と同様の被害をもたらしているクラスター爆弾の問題に2000年以来取り組み、昨年2月にノルウェー政府の主導で開始したオスロ・プロセスにすべて参加してきた地雷廃絶日本キャンペーン (JCBL) として、この度ダブリンで採択された条約は、クラスター爆弾をほぼ全面的に禁止する内容として高く評価すると共に、日本政府が同条約に賛同する意を表明したことに深い感謝の意を表する。

JCBL は、クラスター爆弾禁止条約とその成立過程を以下のように評価する。

- 1) 従来使用されたことのある全てのクラスター爆弾を禁止対象としたこと、
- 2) 被害者の定義を、本人のみならず家族やコミュニティにまで拡大し、支援の在り方も踏まえた人道条項が盛り込まれたこと、
- 3) 06年12月に成立した障害者権利条約の精神を尊重した人権・人道の視点を盛り込んだこと、
- 4) クラスター爆弾使用国の責任を明確にし、被害国及び支援国の除去の義務を明確にしたこと、
- 5) 条約発効後も一定期間のクラスター爆弾使用を容認する移行期間を一切認めなかったこと、
- 6) 政府に加え、赤十字国際委員会 (ICRC) をはじめとした国際機関や人道・復興支援に携わる NGO、そして被害者が参加して条約を交渉したこと。

一方、条文には明文化されなかったものの、下記の諸点については引き続き条約の締約国会議や再検討会議などの節目において、さらに強化される必要があると認識している。

- 1) 第1条1項 (b)及び (c)で禁止されている移譲及び支援について：何れの条項においても、クラスター爆弾の通過も禁止していると確認すること、
- 2) 第3条で設けられた技術開発や訓練用の子弾の例外保有数について：明確な数値が記されていないものの、例外数は数万個ではなく、数百個から数千個以下に留めること、
- 3) 第21条に設けられた非加盟国との関係について：加盟国は第1条で禁止されている行為を非加盟国が行うことを恣意的に支援しないこと、取り分け、非加盟国内における加盟国のクラスター爆弾の貯蔵を無期限に認めないこと。

JCBL としては、12月2-3日にオスロで開催される調印式から最短で本条約が発効するよう、引

引き続き日本政府に敏速な国内法の整備を求め、発効要件である 30 カ国に名を連ねることができるよう要請してゆく所存である。そして、一日も早くクラスター爆弾の実質的な禁止と被害者への支援が本格化することを期待している。

問合せ：地雷廃絶日本キャンペーン (JCBL) 事務局

Tel : 03-3834-4340、Email : [office@jcbl-ngo.org](mailto:office@jcbl-ngo.org)

担当：内海 (090-1107-5352、[utsumi@jcbl-ngo.org](mailto:utsumi@jcbl-ngo.org))